

件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

人事委員会勧告に基づき、大学教育職員給料表を改定するための一部改正

- 1 大学教育職員給料表について、国に準じて、1級を削除し、5級構成の給料表を4級構成の給料表とする。

改正前	改正後	標準職務
1級	削除	大学において、教授研究の補助を行い、併せて学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う職務
2級	1級	大学の助手の職務
3級	2級	大学の講師の職務
4級	3級	大学の助教授の職務
5級	4級	大学の学長、学部長又は教授の職務

- 2 改定後の大学教育職員給料表への切替えは、次により行う。

- (1) 改定後の大学教育職員給料表の適用の日（切替日）における職務の級（新級）は、その者の切替日の前日における職務の級（旧級）に対応する次の表の新級欄に定める職務の級とする。

旧級	新級
2級	1級
3級	2級
4級	3級
5級	4級

- (2) (1)により新級が定められる職員の切替日における号給（新号給）は、その者の切替日の前日における号給（旧号給）と同じ号数の号給とする。
- (3) (2)により新号給が定められる職員の旧号給を受けていた期間は、新号給を受ける期間に通算する。

施行日	公布日
-----	-----

【その他参考事項】

- 1 県職員の給与と県内民間給与の較差（平成16年4月1日現在）

県職員が26円（0.01%）上回っている。

- 2 人事委員会勧告

給料表については、公民給与の較差が極めて小さいことから、改定は行わないこと。ただし、大学教育職員給料表については、国に準じて適用する職務がない1級を削除し、従来の5級構成の給料表を4級構成の給料表とすること。

期末勤勉手当や、月ごとに支給される手当についても、県内民間事業所における各手当の支給状況とおおむね均衡していることなどから、改定は行わないこと。

